

共和町チャイルドシート貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の少子化対策の一環として、小学校就学前の子どもを養育する者に、チャイルドシート（以下「シート」という。）の普及促進を図るため、無償貸し付けを行い、子どもの交通死亡事故等を抑止するとともに、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 貸し付けの対象者は、本町に住所を有し、小学校就学前の子ども（以下「幼児」という。）を養育する保護者とする。

(シートの種類)

第3条 貸し付けするシートの種類は、乳児用シート、乳幼児用シート、幼児用シート、ジュニアシートの4種類とする。

(貸付の申請)

第4条 貸し付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙申請書（様式1）を町長に提出するものとする。

ただし、貸付できる台数は、1世帯につき当該世帯の幼児数を限度とする。

(貸付期間)

第5条 シートの貸付期間は、貸付決定から6カ月以内とする。

(貸付の更新)

第6条 貸し付けの更新を受けようとする場合、別紙申請書（様式1）を町長に提出するものとする。ただし、貸し付けの更新回数は乳児用シートは1回とし、乳幼児用シート及び幼児用シートは4回以内、ジュニアシートは6回以内とする。

2 前項ただし書き中、乳幼児用シート及び幼児用シート並びにジュニアシートの2回目以降の更新については、町長が別に定める運用により貸付するものとする。

(貸付料)

第7条 各シートの貸し付けは、無償とする。

(貸付の通知)

第8条 町長は、申請書を受理したときは、先着順に内容を審査の上決定し、その旨を申請者に通知(様式2)するものとし、申請が不相当と認めた場合は、貸付却下通知書(様式3)を申請者に通知する。

ただし、町長は、通知の必要がないものと認めたときは、通知を省略することができる。

(貸付の手続き)

第9条 貸付決定通知を受けた者は、借受書(様式4)及び誓約書(様式5)を町長に提出するものとする。

2 前条ただし書きの規定により通知を省略する場合は、第4条により提出する際に合わせて前項に定める様式を提出することができる。

(シートの管理)

第10条 貸し付けを受けた者(以下借受者という。)は、善良な管理をするとともに貸し付け目的に反して使用し、譲渡、交換又は他の者に貸し付けしてはならない。

(借受者の義務)

第11条 借受者は、借り受けたシートを「取扱説明書」等により適切に装着し、幼児を車に乗せるものとする。

(シートの返還)

第12条 借受者は、シートの貸付期間が終了したときには、清潔な状態にし、「取扱説明書」「付属品」とともに速やかに町に返還するものとする。

(シートの検収)

第13条 借受者が、シートを返還するときは、企画振興課長の検収を受けた後、返還するものとする。

(台帳の整備)

第14条 企画振興課長は、当該事業の運営状況を明らかにするため「チャイルドシート貸付台帳」(様式6)を整備するものとする。

2 シートの貸し付けに関する事務は、企画振興課広報統計係において行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。